

報第 14 号

知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を
改正する条例案に対する意見の申出について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められましたが、急施を要したため、同法第 14 条第 6 項、第 13 条第 2 項及び神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、同条第 3 項の規定により報告します。

令和 5 年 12 月 19 日提出

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

総 第 2635 号
令和 5 年 11 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄
(公 印 省 略)

知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案
について (回答)

令和 5 年 11 月 24 日 付け 人 第 2738 号 で 照 会 の あ り ま し た 標 記 の こ と に つ い て は、
標 記 条 例 案 の 内 容 に よ り、 条 例 制 定 の 手 続 き を 進 め て い た だ き た く、 回 答 し ま
す。

問 合 せ 先
教 育 局 総 務 室
人 事 グ ル ー プ 増 田
内 線 8036

人 第 2738 号
令和5年11月24日

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案について
(照会)

教育長に支給される期末手当の支給月数を改正するため、知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案を、令和5年第3回県議会定例会(11月)に提案する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、これに関する貴委員会の意見をお聴きします。

問合せ先
総務局組織人材部人事課
管理・給与グループ 松田
内線 2158

知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の165」を「100分の175」に改め、同項第2号中「100分の99」を「100分の105」に改め、同項第3号中「100分の49.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 知事及び副知事の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の175」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の102」に改め、同項第3号中「100分の52.5」を「100分の51」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の165」を「100分の175」に改め、同項第2号中「100分の99」を「100分の105」に改め、同項第3号中「100分の49.5」を「100分の52.5」に改める。

第4条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の175」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の102」に改め、同項第3号中「100分の52.5」を「100分の51」に改める。

(監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の165」を「100分の175」に改め、同項第2号中「100分の99」を「100分の105」に改め、同項第3号中「100分の49.5」を「100分の52.5」に

改める。

第6条 監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の175」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の102」に改め、同項第3号中「100分の52.5」を「100分の51」に改める。

(公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の165」を「100分の175」に改め、同項第2号中「100分の99」を「100分の105」に改め、同項第3号中「100分の49.5」を「100分の52.5」に改める。

第8条 公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の175」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の102」に改め、同項第3号中「100分の52.5」を「100分の51」に改める。

(特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部改正)

第9条 特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成20年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の165」を「100分の175」に改め、同項第2号中「100分の99」を「100分の105」に改め、同項第3号中「100分の49.5」を「100分の52.5」に改める。

第10条 特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の175」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の102」に改め、同項第3号中「100分の52.5」を「100分の51」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条、第3条、第5条、第7条及び第9条の規定による改正後の各条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条、第3条、第5条、第7条及び第9条の規定による改正前の各条例の規定に基づいて支給された期末手当は、これらの規定による改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

新旧対照表

○教育長の給与等に関する条例（第3条関係）

新	旧
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>

施行日：公布日施行。令和5年12月1日適用。

新旧対照表

○教育長の給与等に関する条例（第4条関係）

新	旧
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>

施行日：令和6年4月1日施行

知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例案の概要

1 改正の趣旨

知事、副知事、教育長等の期末手当の支給割合について、国の指定職や他都道府県との均衡を考慮し、所要の改正を行う。

(3.30月から3.40月に引き上げ)

また、6月期、12月期の支給割合について、令和6年度以降、均等となるよう改正を行う。

2 改正の内容

(1) 期末手当の支給月数

現在、教育長に支給する期末手当は、国の指定職（事務次官、本省の局長等）の期末・勤勉手当の支給月数と同様に3.30月としている。今回、国の指定職は人事院勧告分0.10月の引き上げを行うことから、本県も国の指定職の支給月数に合わせ、3.40月とする。

年度	一般職			特別職	《参考》 国指定職
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	期末・勤勉手当
27年度	2.60月	1.60月	4.20月	3.15月	3.15月
28年度	2.60月	1.70月	4.30月	3.25月	3.25月
29年度	2.60月	1.80月	4.40月	3.30月	3.30月
30年度	2.60月	1.85月	4.45月	3.35月	3.35月
元年度	2.60月	1.90月	4.50月	3.40月	3.40月
2年度	2.55月	1.90月	4.45月	3.35月	3.35月
3年度	2.40月	1.90月	4.30月	3.25月	3.25月
4年度	2.40月	1.90月	4.30月	3.30月	3.30月
5年度	2.40月 案2.45月 (+0.05月)	2.00月 案2.05月 (+0.05月)	4.40月 案4.50月 (+0.10月)	3.30月 案3.40月 (+0.10月)	3.40月 (+0.10月)
6年度	2.40月 案2.45月 (+0.05月)	2.00月 案2.05月 (+0.05月)	4.40月 案4.50月 (+0.10月)	3.30月 案3.40月 (+0.10月)	3.40月

(2) 期末手当の支給割合

① 令和5年12月に支給する期末手当の支給割合

支給月	在職期間	支給割合
令和5年 12月	6月	100分の165 → 100分の175
	3月以上6月未満	100分の99 → 100分の105
	3月未満	100分の49.5 → 100分の52.5

② 令和6年度以降の期末手当の支給割合

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の175 → 100分の170 (100分の165)
	3月以上6月未満	100分の105 → 100分の102 (100分の99)
	3月未満	100分の52.5 → 100分の51 (100分の49.5)

※ ()は、令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を改正する前の数値

3 施行期日

2(2)①については、公布日施行、令和5年12月1日適用。

2(2)②については、令和6年4月1日施行。